

各位

会 社 名: 株式会社イノベーション

代表者名: 代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田 直人

(コード番号: 3970 東証グロース)

問合せ先: 取締役 CFO 山﨑 浩史

(T E L : 03-5766-3800)

第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)、第8回新株予約権(行使価額修正条項付)、第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の 発行に係る払込完了に関するお知らせ

2022年3月22日開催の当社取締役会において決議いたしました富田直人氏及びハヤテマネジメント株式会社(以下「HM社」といいます。)を割当先とする新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行について、本日(2022年4月7日)、発行価額の全額の払込が完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本新株予約権の詳細につきましては、2022年3月22日に公表いたしました「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)、第8回新株予約権(行使価額修正条項付)、第8回新株予約権(行使価額修正条項付)、第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

(1)	割	当		日	2022年4月7日	
(2)	発行	新株	予約	権数	5,974個	
					第7回新株予約権	2,907個
					第8回新株予約権	2,340個
					第9回新株予約権	727 個
(3)	発	行	価	額	総額 8, 372, 100 円	(第7回新株予約権1個当たり2,000円、 第8

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。

回新株予約権1個当たり 1,000 円、第9回新株予約権1個当たり 300円) (4) 当該発行による 潜在株式数:597,400株(新株予約権1個につき100株)第7回新 潜 在 株 式 数 株予約権 290,700株 第8回新株予約権 234,000株 第 9 回新株予約権 72,700 株 なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のと おり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額に おいても潜在株式数は、597,400株で一定です。 1,553,424,600 円 (差引手取概算額) (注) (5) 調達資金の額(新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額) (6) 行 使 価 額 及 び | 当初行使価額は、第7回新株予約権が2,323円、第8回新株予約権 行使価額の修正条件 が 2,757 円、第9回新株予約権が 3,192 円です。 第7回新株予約権の行使価額は、発行日以降、別記「(8) 新株予 約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の発 行要項第10項を条件に、各修正日(以下に定義します。)の前取引 日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいま す。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」とい います。) (同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に 相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数 を切り上げた金額)に修正されます。 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額は、当初固定と し、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発 行要項に基づき修正されます。修正がなされた日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約 権の発行要項第 10 項を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日 の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がな い場合には、その直前の終値)の 90%に相当する金額(円位未満小 数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正 されます。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日を いいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何 らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。

む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものと します。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使 請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。下限行使価額は 1,161.50 円 (本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日 (2022年3月18日) における当社普通株式の終値の50%) (円位 未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額) を下回らないものとします。修正後の行使価額が下限行使価額を下 回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。上限行使 価額はありません。 (7) 募集又は割当方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 (割当予定先) 第7回新株予約権 HM 社 2,907 個 第8回新株予約権 HM 社 2,340個 第9回新株予約権 HM 社 437 個 富田直人氏 290個 (8) 新株予約権の行使期 第7回新株予約権 間 2022年4月8日から2024年4月8日までとする。ただし、行使期 間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。 第8回新株予約権 2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期 間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。 第9回新株予約権 2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期 間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。 (9) そ \mathcal{O} 1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の 他 効力が発生することを条件とします。 2) 本新株予約権買取契約 (ターゲット・イシュー・プログラム 「TIP」) において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の 満了日、②本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社が HM 社の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到 来する日から6か月までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に 取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。

券(権利)、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付 と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得さ せることができる証券(権利)、当社株式又は当社株式の交付を請 求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社 の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入 を行う場合には、発行会社は、当該発行若しくは処分(当社の株式 の発行に関しては自己株式の処分、当社の役員及び従業員並びに当 社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションの付 与及び譲渡制限付株式を発行する場合を含みます。)又は借入を行 うことを当該第三者との間で合意する前に、HM 社及びその指定す る法人等(以下「先買権利者」といいます。)に対して、当該発行 若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は 一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかど うかを書面で確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入 又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に 加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券(権利)を発行 若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められる予 定です。

また、富田氏は、本新株予約権の行使を希望する場合には、行使の 7日以上前に HM 社にその旨を通知し、その本新株予約権の行使に ついて HM 社より事前承諾を得る予定です。

なお、本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定であります。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。

又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間(本新株予約権の発行要項第 12 項に 定める行使可能期間をいいます。以下同様です。)内に行使が行われない場合又は当社が取 得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※ ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が割当先との対話を通じて、新株式の発行に際して希望する目標株価(ターゲット価格)を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に機関投資家に新株式を発行(ターゲット・イシュー)できることを期待して設定したものです。現在の株価を上回った水準に行使価額を設定することで、現在の株価で一度に資金調達するよりも、希薄化が抑えられるメリットがあります。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、行使価額修正を行いますが、下限行使価額は第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の全回号において1,161.50円(本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

以上

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。